

株 主 各 位

群馬県安中市郷原2993番地
株式会社 岡本工作機械製作所
代表取締役社長 石 井 常 路

第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第118期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時30分

2. 場 所 群馬県安中市郷原2993番地
当社 本店 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照願います。）

3. 目 的 事 項
報 告 事 項
1. 第118期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第118期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.okamoto.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国は企業業績の回復や、雇用情勢の改善による個人消費の増加などを背景に緩やかな拡大基調が続きました。欧州では、英国のEU離脱問題や中東問題などの影響はあるものの、景気は緩やかな回復基調が継続いたしました。一方、アジアにおきましては中国経済に持ち直しの兆しも見られましたが、新興国経済の景気減速などによる景気の下押し懸念が続く情勢で推移いたしました。

わが国経済は、政府による経済対策などを背景に企業収益や雇用情勢が改善し、緩やかな回復基調となりましたが、米国新政権の政策運営の動向や地政学的リスクの顕在化懸念など、依然として先行き不透明感が漂う状況となっております。

このような状況の中で当社グループは、中期経営計画「Mission GX 2019」を策定し、海外販売拠点の増強やQCD改善活動によるコストの削減などに注力し、グループの総合力を駆使して、業績向上に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度における連結売上高は前連結会計年度比7.3%減の23,749百万円になり、経常利益は768百万円（前連結会計年度比20.9%減）と減少したものの、親会社株主に帰属する当期純利益は577百万円（前連結会計年度比2.9%増）と増加いたしました。

事業別状況は次のとおりです。

#### (工作機械事業)

国内市場におきましては、政府による設備投資支援政策の継続が下支えとなりましたが、世界経済の先行き不透明感などで設備投資に慎重な姿勢も見られ、半導体関連業界及び工作機械業界向けに大型平面研削盤やCNC内面研削盤などの販売が増加したものの、汎用タイプの平面研削盤の販売が伸びず売上は前年度を下回りました。一方で、国内の受注につきましては、円高基調や補助金交付に対する様子見などにより弱含みで推移しておりましたが、年度後半には円安の進行や11月に開催された工作機械見本市などの要因もあり、通期ではほぼ前年度並みの受注を確保いたしました。

海外市場におきましては、米国の景気は底堅く推移いたしました。年度前半における受注減が影響し、売上は前年度を下回りました。受注につきましては、米国新政権での政策期待もあり、航空機や自動車部品などの業種を中心に堅調でした。欧州では、英国のEU離脱問題や中東リスクの継続など不安材料はあるものの景気は安定しており、汎用タイプの平面研削盤を中心に売上、受注ともに堅調に推移いたしました。アジア市場におきましては、中国は半導体関連業種や自動化設備などへの投資需要に加え、新拠点開設の効果もあいまって受注は年度後半より増加傾向となりましたが、その他新興国における設備投資環境は依然として停滞しており、売上は低調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は前連結会計年度比9.1%減の20,447百万円、セグメント利益（営業利益）は1,465百万円（前連結会計年度比11.4%減）となりました。

#### （半導体関連装置事業）

半導体市場におきましては、スマートフォンの高機能化をはじめとして自動車電装化、データセンター関連投資などの需要を中心に回復基調で推移いたしました。半導体関連製造装置の需要につきましても、海外での設備投資を中心に堅調に推移いたしました。そのような状況の中で、当社グループは、ポリッシュ装置の重点販売、次世代パワー半導体用各種装置の拡販などの施策を進めた結果、国内市場では、ウェーハ生産用及びCMP関連部材の業種にファイナルポリッシャーを販売し、電子部品加工用に高精度ラップ盤やスライサーを販売いたしました。

海外市場におきまして、中国では、ウェーハ生産用に複数台のファイナルポリッシャーやグラインダー、ポリッシュ装置を販売いたしました。その他のアジア市場でも、デバイス生産用のバックグラインダーを複数台販売するなど、安定的に推移いたしました。一方受注の状況ですが、国内ではウェーハ生産用のファイナルポリッシャーをはじめ、部品加工用のスライサーや高精度ラップ盤、また中国及びアジア市場においては、ウェーハ生産用のファイナルポリッシャーのほか、デバイス生産用にバックグラインダーを複数台受注するなど、堅調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は前連結会計年度比5.3%増の3,301百万円、セグメント利益（営業利益）は457百万円（前連結会計年度比25.1%増）となりました。

| 事業区分      | 売上高       | 受注高       |
|-----------|-----------|-----------|
| 工作機械事業    | 20,447百万円 | 20,914百万円 |
| 半導体関連装置事業 | 3,301百万円  | 4,453百万円  |

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において当社グループは、急速な技術革新や販売競争の激化に対処するため、1,777百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは、岡本工機株式会社での新工場用機械装置の取得のほか、当社安中工場、及びOKAMOTO(THAI)CO.,LTD.での生産設備の更新であります。

## (3) 資金調達の状況

当社グループの財務基盤の強化及び資金繰りの安定化をはかるべく、平成28年8月26日付で三菱UFJ信託銀行株式会社をアレンジャーとする参加金融機関6行との間で、シンジケーション方式によるタームローン契約を締結し、1,400百万円を調達いたしました。

## (4) 対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、国内では雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな回復に向かうことが予想されますが、一方で、アジア新興国等の経済の先行きや米国の政策動向など、海外経済の不確実性が高まるなど、不透明感が増しております。そのような状況の中で当社グループは、中期経営計画「Mission GX 2019」の達成に向け、海外販売拠点の増強や新規開発機種の販売などに注力してまいります。さらに生産活動では、より一層の内製化率の向上により変動費の圧縮をはかり、収益性の向上に努めてまいります。

今後とも株主各位におかれましては一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                         | 第 115 期<br>(平成26年3月期) | 第 116 期<br>(平成27年3月期) | 第 117 期<br>(平成28年3月期) | 第 118 期<br>(平成29年3月期)<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売上高(百万円)                    | 20,344                | 26,149                | 25,625                | 23,749                             |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(百万円)      | △925                  | 1,035                 | 971                   | 768                                |
| 親会社株主に帰属す<br>る当期純利益又は(百万円)  | △1,562                | 870                   | 561                   | 577                                |
| 当期純損失(△)                    |                       |                       |                       |                                    |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失(△)(円) | △35.24                | 19.63                 | 12.67                 | 13.04                              |
| 総資産(百万円)                    | 26,080                | 27,917                | 27,658                | 28,273                             |
| 純資産(百万円)                    | 7,653                 | 9,418                 | 9,039                 | 9,470                              |

## (6) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                            | 資 本 金               | 議 決 権 比 率  | 主要な事業内容                  |
|----------------------------------|---------------------|------------|--------------------------|
| 岡 本 工 機 株 式 会 社                  | 百万円<br>322          | %<br>100.0 | 精密歯車、工作機械及び半導体関連装置の製造、販売 |
| 技 研 株 式 会 社                      | 百万円<br>18           | 100.0      | 工作機械の製造、再生、販売            |
| OKAMOTO CORPORATION              | 千米ドル<br>4,754       | 100.0      | 工作機械及び半導体関連装置の輸入、販売      |
| OKAMOTO (SINGAPORE) PTE, LTD.    | 千シンガポールドル<br>24,077 | 100.0      | 工作機械及び半導体関連装置の製造、販売      |
| OKAMOTO (THAI) CO., LTD.         | 百万タイバーツ<br>477      | 100.0      | 工作機械、半導体関連装置及び鋳物の製造、販売   |
| OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBH | 千ユーロ<br>511         | 100.0      | 工作機械及び半導体関連装置の輸入、販売      |
| 岡 本 工 機 ( 常 州 ) 有 限 公 司          | 千米ドル<br>2,900       | 100.0      | 工作機械及び精密歯車の製造、輸入、販売      |

(注) 1. OKAMOTO(THAI)CO., LTD. の議決権は当社が74.6%所有しOKAMOTO(SINGAPORE)PTE, LTD. が25.4%所有しております。

2. 岡本工機(常州)有限公司の議決権は岡本工機株式会社が100%所有しております。

## (7) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループでは工作機械並びに半導体関連装置の製造、販売及び修理を行っております。

| 事 業 内 容           | 主 要 製 品                                                             |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 工 作 機 械 事 業       | 平面研削盤、成形研削盤、内面研削盤、円筒研削盤、歯車研削盤、専用研削盤                                 |
| 半 導 体 関 連 装 置 事 業 | グラインディングマシン、スライディングマシン、ポリッシングマシン、ラッピングマシン、ガラス基板研磨装置、太陽光発電用インゴット加工装置 |

## (8) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

|                                     |                                                                                                          |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当 社                                 | 本社工場：群馬県安中市、横浜事務所：神奈川県横浜市<br>営業所：首都圏営業所(神奈川県)、大阪営業所(大阪府)、<br>名古屋営業所(愛知県)、仙台営業所(宮城県)、<br>福岡営業所(福岡県)、他3営業所 |
| 岡 本 工 機 株 式 会 社                     | 本社工場：広島県福山市、尾道工場：広島県尾道市<br>府中工場：広島県府中市                                                                   |
| 技 研 株 式 会 社                         | 本社工場：神奈川県綾瀬市、本社事務所：神奈川県大和市<br>勝田工場：茨城県ひたちなか市                                                             |
| OKAMOTO CORPORATION                 | 本社：アメリカ合衆国イリノイ州                                                                                          |
| OKAMOTO (SINGAPORE)<br>PTE, LTD.    | 本社工場：シンガポール共和国                                                                                           |
| OKAMOTO (THAI) CO., LTD.            | 本社工場：タイ王国アユタヤ県                                                                                           |
| OKAMOTO MACHINE TOOL<br>EUROPE GMBH | 本社：ドイツ連邦共和国ランゲン市                                                                                         |
| 岡本工機(常州)有限公司                        | 本社：中国江蘇省常州市                                                                                              |

## (9) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

## ① 企業集団の従業員の状況

| 事 業 区 分           | 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------------|---------|-------------|
| 工 作 機 械 事 業       | 1,696名  | 34名減        |
| 半 導 体 関 連 装 置 事 業 | 62名     | 1名増         |
| 全 社 （ 共 通 ）       | 23名     | 2名増         |
| 合 計               | 1,781名  | 31名減        |

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

## ② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 368 名   | 9名増       | 41.6 歳  | 16.8年       |

(注) 従業員数は就業人員数であり、出向者（30名）は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 金 残 高 |
|---------------------------|-----------|
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 1,991百万円  |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 1,197     |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行           | 1,049     |
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン         | 2,908     |

(注) シンジケートローンは、三菱UFJ信託銀行株式会社を主幹事とする6行によるものです。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 180,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 47,178,956株  |
| (3) 株主数        | 6,179名       |
| (4) 大株主（上位10名） |              |

| 株 主 名                     | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------------|---------|---------|
| 角 田 博                     | 6,477千株 | 14.6%   |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 1,163   | 2.6     |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 1,074   | 2.4     |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社        | 776     | 1.7     |
| 岡 本 勇                     | 754     | 1.7     |
| 金 延 純 男                   | 700     | 1.5     |
| 株 式 会 社 サ ミ ッ ト 経 済 研 究 所 | 699     | 1.5     |
| 旭 ダ イ ヤ モ ン ド 工 業 株 式 会 社 | 565     | 1.2     |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社       | 440     | 0.9     |
| 岡本工作機械従業員持株会理事長石川清和       | 412     | 0.9     |

（注）当社は、自己株式2,921,635株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、当該自己株式は持株比率の計算からは控除しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況            |
|-----------|---------|-------------------------|
| 代表取締役社長   | 石 井 常 路 |                         |
| 取 締 役     | 伊 藤 暁   | 常務執行役員 技術開発本部長          |
| 取 締 役     | 高 橋 正 弥 | 常務執行役員 管理本部長<br>子会社関係管掌 |
| 取 締 役     | 渡 邊 哲 行 | 常務執行役員 営業本部長            |
| 取 締 役     | 山 下 健 治 |                         |
| 常 勤 監 査 役 | 村 中 淳 男 |                         |
| 常 勤 監 査 役 | 田 中 良 和 |                         |
| 監 査 役     | 山 岡 通 浩 | 弁護士                     |
| 監 査 役     | 白 築 敏 一 |                         |

- (注) 1. 取締役山下健治氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役村中淳男氏、監査役山岡通浩氏及び監査役白築敏一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役田中良和氏は、長年にわたり当社の経理及び内部統制の業務に従事した経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役村中淳男氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役山下健治氏及び、監査役山岡通浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令の定める限度額としております。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分        | 支給人員      | 支給額          |
|------------|-----------|--------------|
| 取（うち社外取締役） | 5名<br>(1) | 77百万円<br>(4) |
| 監（うち社外監査役） | 6<br>(4)  | 37<br>(25)   |
| 合 計        | 11        | 114          |

- (注) 1. 上記には、平成28年6月29日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。



### (3) 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役山下健治氏は、株式会社ヤマシタワークスの代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|     |         | 出席状況及び発言状況                                                                                                |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 山下 健 治  | 当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。他社での豊富な経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                    |
| 監査役 | 村 中 淳 男 | 当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会15回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、長年にわたる金融機関での経験から、適宜必要な発言を行っております。                    |
| 監査役 | 山 岡 通 浩 | 当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会15回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。    |
| 監査役 | 白 築 敏 一 | 平成28年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回、監査役会10回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、保険会社での豊富な経営経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。 |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 53百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 53百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の子会社のうち、OKAMOTO (SINGAPORE) PTE, LTD.、OKAMOTO (THAI) CO., LTD.、OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBH、岡本工機(常州)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令、定款を遵守し、企業倫理を尊重する行動ができるように、また社会人としての正しい姿勢・行動ができるように「コンプライアンス基本方針」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。

内部統制を推進する組織を設置するとともに、取締役及び使用人に対するコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、法令・定款遵守、コンプライアンスの実効性の確保及び財務報告の信頼性を高めることに努める。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程等の社内規程に従って行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制を整備する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、この規程に沿ったリスク管理体制の構築・運用を行う。

各部門はそれぞれの部門に関するリスク管理を行い、リスク管理統括部署に定期的にリスク管理の状況を報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時にて開催するほか、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行うものとする。

また、中期事業計画及び年度事業計画を策定し、進捗管理を行い、その達成を図る。

- (5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当するもの（③④及び(7)②において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

②当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

③当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

④当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る重要な事項については当社へ報告することとする。重要な事項については関係会社管理規程に定める。

子会社においても、1項、3項、4項と同様のことを実施することとする。

グループ各社の経営を管理する担当部署を置き、関係会社管理規程に基づき、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

また、それぞれの子会社を監査する担当部署を置き、定期的に監査を行い、業務の適正を確保する体制の整備を行う。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請があれば、合理的な範囲で使用人を置くものとする。

なお、監査役の職務を補助する使用人を置いた場合、使用人の任命、解任、評価、異動等については監査役会の同意を得た上で決定することとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するものとする。

- (7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

②当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法令や定款違反や当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に報告することとする。報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者についても同様とする。

なお、前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人、当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対し報告を求めることができるものとする。

- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役からの請求があった場合、特別の事情がない限り支払いに応じるものとする。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、会計監査人、内部監査担当部門等と意見及び情報の交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 内部統制システム全般について

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備は総務部が実施しており、運用状況は内部監査室が随時モニタリングし、改善を進めております。また内部監査室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

- (2) コンプライアンスについて

コンプライアンスについて、各種規程の制定、改定を適時実施し各部署に規程集として配置しております。特にコンプライアンス基本方針や倫理規定等コンプライアンス遵守の要となる規程に関しては、ハンドブックを全社員に配付し、定期的に研修を実施しております。

- (3) リスク管理について

当社の危機管理に関する事項を定めたリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会（当事業年度は4回開催）を設置し潜在的なリスクについてチェックを行い、より適切な対策の検討を継続的に行っております。

- (4) 子会社経営管理について

子会社の経営管理につきましては、総務部が関係会社管理規程に基づき、子会社の内部統制の整備を行っております。子会社における重要事項については、同規程に基づき当社の主管部門の決裁を受ける仕組みとなっております。また当社の内部監査室は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応するモニタリングを随時実施しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではなく、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### (2) 取組みの具体的な内容

#### ① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、大正15年の創業以来、研削盤を中心とした工作機械分野と半導体関連装置分野において、高性能の製品を生産し顧客のニーズに応じていくことによって高い評価を受けてきました。今後も長期にわたる顧客・取引先との信頼関係やブランド力に基づき、さらに安定した経営基盤を確立し、社会に大きく貢献していけるような企業への飛躍を目指しています。

当社グループでは、中長期的な戦略として「景気に左右されることなく利益を上げ得る強固な経営体質」の確立・定着を図るべく、全社を挙げて取り組んでおり、また一方で、内部管理体制の強化やコンプライアンスの遵守など、経営の改善にも取り組んでまいります。さらに、近年、社会的な重要問題となっている、地球環境への配慮に努め、環境に調和する技術の開発や事業活動を心がけていくこととしています。これらひとつひとつの取組みが、当社及び当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同利益の極大化に繋がっていくものと考えております。

② 不適切な者によって支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）の一つとして、平成26年5月15日開催の取締役会及び平成26年6月27日開催の第115期定時株主総会の各決議に基づき、平成20年6月27日に導入した「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容を一部修正のうえ、継続しております（以下、継続後の対応策を「本プラン」という。）。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合に当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることをあらかじめ明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(3) 不適切な者による支配を防止するための取組みについての取締役会の判断及びその理由

前記(2)の取組みは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的施策として策定されたものであり、前記(1)の基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役、社外監査役又は社外の有識者から選任される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができるとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されております。

したがって、当社取締役会は、前記(2)の取組みについて、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

また、当社は平成29年5月15日開催の取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、現行プランを一部変更し、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本定時株主総会参考書類の議案をご参照ください。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額    | 科 目             | 金 額    |
|-----------|--------|-----------------|--------|
| (資 産 の 部) |        | (負 債 の 部)       |        |
| 流 動 資 産   | 18,233 | 流 動 負 債         | 13,793 |
| 現金及び預金    | 3,699  | 支払手形及び買掛金       | 2,523  |
| 受取手形及び売掛金 | 7,661  | 短期借入金           | 7,327  |
| 商品及び製品    | 1,720  | 一年内返済予定の長期借入金   | 2,075  |
| 仕 掛 品     | 2,364  | リ ー ス 債 務       | 170    |
| 原材料及び貯蔵品  | 2,387  | 未 払 法 人 税 等     | 101    |
| 繰延税金資産    | 172    | 賞 与 引 当 金       | 263    |
| 未 収 入 金   | 33     | 製 品 保 証 引 当 金   | 39     |
| そ の 他     | 219    | そ の 他           | 1,292  |
| 貸倒引当金     | △25    | 固 定 負 債         | 5,009  |
| 固 定 資 産   | 10,040 | 長期借入金           | 3,541  |
| 有形固定資産    | 9,533  | リ ー ス 債 務       | 759    |
| 建物及び構築物   | 3,926  | 退職給付に係る負債       | 493    |
| 機械装置及び運搬具 | 2,291  | 資 産 除 去 債 務     | 127    |
| 工具、器具及び備品 | 391    | そ の 他           | 87     |
| 土 地       | 1,826  | 負 債 合 計         | 18,803 |
| リ ー ス 資 産 | 899    | (純 資 産 の 部)     |        |
| 建設仮勘定     | 197    | 株 主 資 本         | 10,015 |
| 無形固定資産    | 97     | 資 本 金           | 4,880  |
| 投資その他の資産  | 409    | 利 益 剰 余 金       | 6,493  |
| 投資有価証券    | 103    | 自 己 株 式         | △1,358 |
| そ の 他     | 376    | その他の包括利益累計額     | △544   |
| 貸倒引当金     | △70    | その他有価証券評価差額金    | 16     |
| 資 産 合 計   | 28,273 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | △698   |
|           |        | 退職給付に係る調整累計額    | 136    |
|           |        | 純 資 産 合 計       | 9,470  |
|           |        | 負 債・純 資 産 合 計   | 28,273 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連 結 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                          | 金 額    |
|------------------------------|--------|
| 売 上 高                        | 23,749 |
| 売 上 原 価                      | 16,664 |
| 売 上 総 利 益                    | 7,085  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費          | 5,945  |
| 営 業 利 益                      | 1,139  |
| 営 業 外 収 益                    | 115    |
| 受 取 利 息                      | 4      |
| 受 取 配 当 金                    | 17     |
| 受 取 賃 貸 料                    | 8      |
| 物 品 売 却 益                    | 13     |
| 助 成 金 収 入                    | 28     |
| そ の 他                        | 42     |
| 営 業 外 費 用                    | 486    |
| 支 払 利 息                      | 268    |
| 支 払 手 数 料                    | 55     |
| 為 替 差 損                      | 115    |
| そ の 他                        | 46     |
| 経 常 利 益                      | 768    |
| 特 別 利 益                      | 81     |
| 固 定 資 産 売 却 益                | 81     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益        | 850    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税      | 199    |
| 法 人 税 等 調 整 額                | 72     |
| 当 期 純 利 益                    | 577    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | 577    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                      | 株 主 資 本 |           |         |             |
|----------------------|---------|-----------|---------|-------------|
|                      | 資 本 金   | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当期首残高                | 4,880   | 6,048     | △1,355  | 9,573       |
| 当期変動額                |         |           |         |             |
| 剰余金の配当               |         | △132      |         | △132        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |         | 577       |         | 577         |
| 自己株式の取得              |         |           | △2      | △2          |
| 株主資本以外の項目の当期の変動額(純額) |         |           |         |             |
| 当期変動額合計              |         | 444       | △2      | 441         |
| 当期末残高                | 4,880   | 6,493     | △1,358  | 10,015      |

|                      | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                      |                      |                       | 純 資 産 合 計 |
|----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------|
|                      | その他有価証券<br>評価差額金      | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調 整 累 計 額 | その他の包括利益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 当期首残高                | 7                     | △671                 | 130                  | △533                  | 9,039     |
| 当期変動額                |                       |                      |                      |                       |           |
| 剰余金の配当               |                       |                      |                      |                       | △132      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |                       |                      |                      |                       | 577       |
| 自己株式の取得              |                       |                      |                      |                       | △2        |
| 株主資本以外の項目の当期の変動額(純額) | 9                     | △26                  | 6                    | △11                   | △11       |
| 当期変動額合計              | 9                     | △26                  | 6                    | △11                   | 430       |
| 当期末残高                | 16                    | △698                 | 136                  | △544                  | 9,470     |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ① 連結子会社の数 7 社
- ② 主要な連結子会社の名称 岡本工機株式会社  
OKAMOTO CORPORATION  
OKAMOTO (SINGAPORE) PTE, LTD.  
OKAMOTO (THAI) CO., LTD.

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

- ① 主要な非連結子会社の名称 株式会社グラインデックスコーポレーション
- ② 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社 3 社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社の名称

持分法を適用している非連結子会社又は関連会社はありません。

##### (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

- ① 主要な会社の名称 株式会社グラインデックスコーポレーション
- ② 持分法を適用しない理由 非連結子会社 3 社及び持分法非適用関連会社GREEN EARTH THERMODYNAMICS CO., LTD. 及びASIA. ALPHA CO., LTD. は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社等の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、岡本工機（常州）有限公司を除き連結決算日と一致しております。  
なお、岡本工機（常州）有限公司の決算日は12月31日ですが、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - ・ 時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、当社及び国内連結子会社は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）、在外連結子会社は低価法によっております。

#### ① 商品及び製品

- ・ 当社及び国内連結子会社 機械本体は原則として個別法  
附属品その他は主として移動平均法
- ・ 在外連結子会社 主として先入先出法並びに個別法

#### ② 仕掛品

- ・ 当社及び国内連結子会社 主として個別法
- ・ 在外連結子会社 主として先入先出法

#### ③ 原材料及び貯蔵品

- ・ 当社及び国内連結子会社 主として移動平均法
- ・ 在外連結子会社 主として先入先出法

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び在外連結子会社は定額法によっております。

国内連結子会社は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存見込販売有効期間に基づく均等償却額との、いずれか大きい金額を計上しております。なお、当連結会計年度末における見込販売有効期間は3年としております。

#### ③ リース資産

- ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (5) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しており、在外連結子会社は個別に検討して得た損失見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品の保証期間中の無償保証費用の支出に備えるため、将来の保証費用見込額を計上しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

|       |        |
|-------|--------|
| ヘッジ手段 | 金利スワップ |
|-------|--------|

|       |       |
|-------|-------|
| ヘッジ対象 | 借入金利息 |
|-------|-------|

・ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異につきましては、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、国内連結子会社は、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額      | 26,066百万円 |
| 2. 有形固定資産の減損損失累計額      | 390百万円    |
| 3. 担保に供している資産及び担保に係る債務 |           |
| (1) 担保に供している資産         |           |
| 建物及び構築物                | 3,584百万円  |
| 機械装置及び運搬具              | 1,085百万円  |
| 工具、器具及び備品              | 58百万円     |
| 土地                     | 1,655百万円  |
| (2) 担保に係る債務            |           |
| 短期借入金                  | 5,863百万円  |
| 長期借入金                  | 2,112百万円  |
| 割引手形                   | 23百万円     |
| 銀行保証                   | 58百万円     |

(連結損益計算書に関する注記)

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後(前連結会計年度末に計上した簿価切下額の戻入額相殺後)の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

44百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 47,178千株      | 一千株          | 一千株          | 47,178千株     |

2. 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 2,903千株       | 18千株         | 一千株          | 2,921千株      |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議                       | 株式の種類    | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------------|----------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成28年6月29日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通<br>株式 | 132             | 3               | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成29年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

|           |            |
|-----------|------------|
| ①配当金の総額   | 177百万円     |
| ②1株当たり配当額 | 4円         |
| ③基準日      | 平成29年3月31日 |
| ④効力発生日    | 平成29年6月30日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を主として銀行等金融機関からの借入により調達し、一時的な余資の運用は短期的な預金等に限定しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金、設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は、おおむね決算日後6年以内であります。このうち短期借入金及び一部の長期借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、短期借入金については短期決済のためリスクは限定されており、長期借入金についてはデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項 ①重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当社は、与信管理ルール及び売掛金管理ルールに従い、営業債権について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理ルール及び売掛金管理ルールに準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

## ② 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、一部、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、「ヘッジ取引要領」に従い、財務部が担当取締役の承認を得て実行し、その管理を担当しております。

## ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、各社が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                       | 連結貸借対照表計上額<br>(*) | 時 価 (＊)  | 差 額  |
|-----------------------|-------------------|----------|------|
| (1) 現金及び預金            | 3,699百万円          | 3,699百万円 | －百万円 |
| (2) 受取手形及び売掛金         | 7,661             | 7,661    | －    |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 88                | 88       | －    |
| (4) 支払手形及び買掛金         | (2,523)           | (2,523)  | －    |
| (5) 短期借入金             | (7,327)           | (7,327)  | －    |
| (6) 長期借入金（一年内返済予定を含む） | (5,617)           | (5,625)  | △8   |
| (7) デリバティブ取引          | －                 | －        | －    |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、株式等は取引所の価格によっております。



(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額15百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>10年以内<br>(百万円) | 10年超<br>(百万円) |
|-----------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預金    | 3,699         | —                    | —                     | —             |
| 受取手形及び売掛金 | 7,661         | —                    | —                     | —             |
| 合計        | 11,360        | —                    | —                     | —             |

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>2年以内<br>(百万円) | 2年超<br>3年以内<br>(百万円) | 3年超<br>4年以内<br>(百万円) | 4年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>(百万円) |
|-------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 短期借入金 | 7,327         | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 長期借入金 | 2,075         | 1,371                | 796                  | 561                  | 453                  | 357          |

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 213円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 13円04銭  |

## (重要な後発事象に関する注記)

### (株式併合)

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月29日開催予定の第118期定時株主総会に株式の併合について付議することを決議いたしました。

#### 1. 株式併合の目的

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しています。

当社はかかる趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

#### 2. 株式併合の内容

- (1) 併合する株式の種類                      普通株式
- (2) 併合の割合                                  平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上は9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

#### (3) 併合により減少する株式数

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在） | 47,178,956株 |
| 併合により減少する株式の数             | 42,461,061株 |
| 併合後の発行済株式総数               | 4,717,895株  |

（注）「併合により減少する株式の数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

#### 3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 2,139円79銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 130円42銭   |

### (その他の注記)

該当事項なし

# 貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額    | 科 目             | 金 額    |
|---------------|--------|-----------------|--------|
| (資 産 の 部)     |        | (負 債 の 部)       |        |
| 流 動 資 産       | 9,029  | 流 動 負 債         | 8,645  |
| 現 金 及 び 預 金   | 736    | 支 払 手 形         | 978    |
| 受 取 手 形       | 1,005  | 買 掛 金           | 1,214  |
| 売 掛 金         | 4,651  | 短 期 借 入 金       | 4,078  |
| 商 品 及 び 製 品   | 537    | 一年内返済予定の長期借入金   | 1,577  |
| 仕 掛 品         | 1,281  | リ ー ス 債 務       | 57     |
| 原材料及び貯蔵品      | 575    | 未 払 金           | 333    |
| 前 払 費 用       | 43     | 未 払 費 用         | 74     |
| 繰 延 税 金 資 産   | 116    | 未 払 法 人 税 等     | 28     |
| そ の 他         | 89     | 前 受 金           | 66     |
| 貸 倒 引 当 金     | △7     | 預 り 金           | 40     |
| 固 定 資 産       | 10,003 | 賞 与 引 当 金       | 149    |
| 有 形 固 定 資 産   | 2,845  | 製 品 保 証 引 当 金   | 16     |
| 建 物           | 1,204  | そ の 他           | 27     |
| 構 築 物         | 14     | 固 定 負 債         | 2,454  |
| 機 械 装 置       | 224    | 長 期 借 入 金       | 1,991  |
| 工具、器具及び備品     | 73     | リ ー ス 債 務       | 337    |
| 土 地           | 944    | 繰 延 税 金 負 債     | 20     |
| リ ー ス 資 産     | 353    | 退 職 給 付 引 当 金   | 54     |
| 建 設 仮 勘 定     | 30     | そ の 他           | 49     |
| 無 形 固 定 資 産   | 61     | 負 債 合 計         | 11,099 |
| ソ フ ト ウ ェ ア   | 45     | (純 資 産 の 部)     |        |
| リ ー ス 資 産     | 3      | 株 主 資 本         | 7,933  |
| そ の 他         | 12     | 資 本 金           | 4,880  |
| 投資その他の資産      | 7,096  | 利 益 剰 余 金       | 4,206  |
| 投 資 有 価 証 券   | 0      | 利 益 準 備 金       | 156    |
| 関 係 会 社 株 式   | 6,728  | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 4,050  |
| 関 係 会 社 出 資 金 | 306    | 別 途 積 立 金       | 3,000  |
| そ の 他         | 97     | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 1,050  |
| 貸 倒 引 当 金     | △36    | 自 己 株 式         | △1,153 |
| 資 産 合 計       | 19,032 | 純 資 産 合 計       | 7,933  |
|               |        | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 19,032 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額    |
|-------------------------|--------|
| 売 上 高                   | 13,351 |
| 売 上 原 価                 | 9,532  |
| 売 上 総 利 益               | 3,819  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 3,282  |
| 営 業 利 益                 | 536    |
| 営 業 外 収 益               | 195    |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金   | 167    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 6      |
| そ の 他                   | 22     |
| 営 業 外 費 用               | 272    |
| 支 払 利 息                 | 133    |
| 為 替 差 損                 | 57     |
| そ の 他                   | 80     |
| 経 常 利 益                 | 460    |
| 特 別 利 益                 | 41     |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 41     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 501    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 78     |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 28     |
| 当 期 純 利 益               | 394    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |              |                 |               |       |             |              |
|-------------------------|---------|--------------|-----------------|---------------|-------|-------------|--------------|
|                         | 資 本 金   | 利 益 剰 余 金    |                 |               | 自己株式  | 株主資本<br>合 計 |              |
|                         |         | 利 益<br>準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               |       |             | 利益剰余金<br>合 計 |
|                         |         |              | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益 剰 余 金 |       |             |              |
| 当期首残高                   | 4,880   | 142          | 3,000           | 802           | 3,944 | △1,150      | 7,674        |
| 当期変動額                   |         |              |                 |               |       |             |              |
| 利益準備金の積立                |         | 14           |                 | △14           | －     |             | －            |
| 剰余金の配当                  |         |              |                 | △132          | △132  |             | △132         |
| 当期純利益                   |         |              |                 | 394           | 394   |             | 394          |
| 自己株式の取得                 |         |              |                 |               |       | △2          | △2           |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額(純額) |         |              |                 |               |       |             |              |
| 当期変動額合計                 | －       | 14           | －               | 248           | 262   | △2          | 259          |
| 当期末残高                   | 4,880   | 156          | 3,000           | 1,050         | 4,206 | △1,153      | 7,933        |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          |            | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|--------------------------|------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当期首残高                   | △0                       | △0         | 7,674     |
| 当期変動額                   |                          |            |           |
| 利益準備金の積立                |                          |            | －         |
| 剰余金の配当                  |                          |            | △132      |
| 当期純利益                   |                          |            | 394       |
| 自己株式の取得                 |                          |            | △2        |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変動額(純額) | 0                        | 0          | 0         |
| 当期変動額合計                 | 0                        | 0          | 259       |
| 当期末残高                   | －                        | －          | 7,933     |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ① 時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ② 時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

#### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- (1) 商品及び製品……………機械本体は個別法、附属品その他は移動平均法
- (2) 仕掛品……………個別法
- (3) 原材料及び貯蔵品……………移動平均法

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額との、いずれか大きい金額を計上しております。なお、当事業年度末における見込販売有効期間は3年としております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

(4) 製品保証引当金

製品の保証期間中の無償保証費用の支出に備えるため、将来の保証費用見込額を計上しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

|       |        |
|-------|--------|
| ヘッジ手段 | 金利スワップ |
|-------|--------|

|       |      |
|-------|------|
| ヘッジ対象 | 借入金利 |
|-------|------|

③ ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

|                        |           |           |
|------------------------|-----------|-----------|
| 1. 関係会社に対する金銭債権債務      |           |           |
| 短期金銭債権                 |           | 610百万円    |
| 短期金銭債務                 |           | 699百万円    |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額      |           | 11,163百万円 |
| 3. 有形固定資産の減損損失累計額      |           | 390百万円    |
| 4. 担保に供している資産及び担保に係る債務 |           |           |
| (1) 担保に供している資産         | 建物        | 1,079百万円  |
|                        | 構築物       | 14百万円     |
|                        | 機械装置      | 224百万円    |
|                        | 工具、器具及び備品 | 58百万円     |
|                        | 土地        | 942百万円    |
| (2) 担保に係る債務            | 短期借入金     | 4,078百万円  |
|                        | 長期借入金     | 70百万円     |
| 5. 受取手形裏書譲渡高           |           | 84百万円     |
| 6. 保証債務                |           | 4,114百万円  |

(損益計算書に関する注記)

|                                                                                   |            |          |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------|----------|
| 1. 関係会社との取引高                                                                      | 売上高        | 1,957百万円 |
|                                                                                   | 仕入高        | 3,621百万円 |
|                                                                                   | 販売費及び一般管理費 | 43百万円    |
|                                                                                   | 営業取引以外の取引高 | 167百万円   |
| 2. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後(前事業年度末に計上した簿価切下額の戻入額相殺後)の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。 |            | 52百万円    |



(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 2,903千株     | 18千株       | 一千株        | 2,921千株    |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                |           |
|----------------|-----------|
| 繰越欠損金          | 1,305百万円  |
| たな卸資産評価損否認     | 592百万円    |
| 減価償却累計額        | 62百万円     |
| 減損損失           | 53百万円     |
| 賞与引当金          | 45百万円     |
| 退職給付引当金        | 16百万円     |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 11百万円     |
| 長期未払金          | 3百万円      |
| その他            | 220百万円    |
| 繰延税金資産小計       | 2,311百万円  |
| 評価性引当額         | △2,195百万円 |
| 繰延税金資産合計       | 116百万円    |

繰延税金負債

|           |        |
|-----------|--------|
| 為替差損      | △11百万円 |
| その他       | △9百万円  |
| 繰延税金負債合計  | △20百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 95百万円  |

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありませんが、国税と地方税との間で税率の組替えが発生しました。これによる繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び、法人税等調整額への影響は軽微であります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社

| 属 性 | 会社等の名称                                       | 資 本 は 出 資<br>又 は 金 出 資    | 事業の内容<br>又は 職 業                         | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>割 合 ( % ) | 関 係 内 容    |                | 取引の内容             | 取引金額<br>(百万円)<br>(注 1) | 科 目   | 期末残高<br>(百万円)<br>(注 1) |
|-----|----------------------------------------------|---------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------|------------|----------------|-------------------|------------------------|-------|------------------------|
|     |                                              |                           |                                         |                               | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係     |                   |                        |       |                        |
| 子会社 | O K A M O T O<br>MACHINE TOOL<br>EUROPE GMBH | (千ユーロ)<br>511             | 工作機械、<br>半導体関連<br>装 置 の<br>輸入、販売        | 直接<br>100.0                   | 兼任<br>2名   | 当社製品<br>の 販 売  | 当社製品の<br>販売(注3)   | 117                    | 売 掛 金 | 181                    |
|     |                                              |                           |                                         |                               |            |                | 債務保証<br>(注2)      | 59                     | —     | —                      |
| 子会社 | O K A M O T O<br>(SINGAPORE)<br>PTE., LTD.   | (千シンガ<br>ポールドル)<br>24,077 | 工作機械、<br>半導体関連<br>装 置 の<br>製造、販売        | 直接<br>100.0                   | 兼任<br>1名   | 当社製品<br>の 製 造  | 製品、部品等の<br>仕入(注3) | 1,555                  | 買 掛 金 | 210                    |
|     |                                              |                           |                                         |                               |            |                | 当社製品の<br>販売(注3)   | 1,022                  | 売 掛 金 | 190                    |
|     |                                              |                           |                                         |                               |            |                | —                 | —                      | 未収入金  | 44                     |
| 子会社 | O K A M O T O<br>(T H A I)<br>CO., LTD.      | (百万<br>タイバツ)<br>477       | 工作機械、<br>半導体関連<br>装置及び鋳物<br>の製造、販売      | 直接<br>74.6<br>間接<br>25.4      | 兼任<br>1名   | 当社製品<br>の 製 造  | 製品、部品等の<br>仕入(注3) | 1,355                  | 買 掛 金 | 224                    |
|     |                                              |                           |                                         |                               |            |                | 当社製品の販<br>売(注3)   | 513                    | 売 掛 金 | 47                     |
|     |                                              |                           |                                         |                               |            |                | 債務保証<br>(注2)      | 260                    | —     | —                      |
| 子会社 | 技 術 研 究<br>式 会 社                             | (百万円)<br>18               | 工作機械の<br>製造、再生、<br>販                    | 直接<br>100.0                   | 兼任<br>2名   | 当社製品の<br>製造、修理 | 製品、部品等の<br>仕入(注3) | 641                    | 買 掛 金 | 162                    |
|     |                                              |                           |                                         |                               |            |                | 債務保証<br>(注2)      | 270                    | —     | —                      |
| 子会社 | 岡 本 工 機<br>株 式 会 社                           | (百万円)<br>322              | 精密歯車、<br>工作機械及び<br>半導体関連<br>装置の製造、<br>販 | 直接<br>100.0                   | 兼任<br>1名   | 当社製品<br>の 製 造  | 債務保証<br>(注2)      | 2,483                  | —     | —                      |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注2) 銀行借入等につき、債務保証を行っております。なお、保証料の受領は行っておりません。
- (注3) 製品、部品等の販売・仕入については、一般取引条件と同様に決定しております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 179円26銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 8円92銭   |

**(重要な後発事象に関する注記)**

**(株式併合)**

当社は、平成29年5月15日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月29日開催予定の第118期定時株主総会に株式の併合について付議することを決議いたしました。

**1. 株式併合の目的**

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しています。

当社はかかる趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

**2. 株式併合の内容**

- |               |                                                                                 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 併合する株式の種類 | 普通株式                                                                            |
| (2) 併合の割合     | 平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上は9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。 |

(3) 併合により減少する株式数

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在） | 47,178,956株 |
| 併合により減少する株式の数             | 42,461,061株 |
| 併合後の発行済株式総数               | 4,717,895株  |

（注）「併合により減少する株式の数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,792円63銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 89円21銭    |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月18日

株式会社岡本工作機械製作所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 口 直 志 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋 田 英 明 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗 原 幸 夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岡本工作機械製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岡本工作機械製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月18日

株式会社岡本工作機械製作所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

|                    |       |           |
|--------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山 口 直 志 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 秋 田 英 明 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 栗 原 幸 夫 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡本工作機械製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びにその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。  
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

株式会社岡本工作機械製作所 監査役会

常 勤 監 査 役 村 中 淳 男 ㊤  
(社外監査役)

常 勤 監 査 役 田 中 良 和 ㊤

社 外 監 査 役 山 岡 通 浩 ㊤

社 外 監 査 役 白 築 敏 一 ㊤

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付けております。当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は177,029,284円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

なお、株主の皆様の議決権等の権利内容に影響を及ぼさないよう、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、株式併合の効力発生と同時に、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### 2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合したいと存じます。

### 3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日とします。

### 4. 発行可能株式総数

18,000,000株

株式併合の割合に合わせて、現行の180,000,000株から18,000,000株とします。

### 5. その他

その他必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に従い一括して処分し、その処分代金を株主の皆様に交付いたします。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 現行定款第4条（公告方法）について、周知性の向上および手続き上の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) 現行定款第5条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）について、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。なお、第5条および第7条の定款変更は、第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、当該変更の効力は、平成29年10月1日をもって発生する旨の附則を設け、本附則は変更の効力発生日経過後削除するものとします。
- (3) その他、全般にわたり、一部字句の整理などを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                   | 変 更 案                                                                                    |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。               | 第4条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載して行う。 |
| 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>180,000,000株</u> とする。 | 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>18,000,000株</u> とする。                                                 |
| 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。         | 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する<u>とき</u>までとする。</p>                | <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する<u>時</u>までとする。</p>                                                                                                          |
| <p>第25条 当会社は会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>                                               | <p>第25条 当会社は会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>                                                                                                                                        |
| <p>第30条 監査役は株主総会の決議によって選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> | <p>第30条 監査役は株主総会の決議によって選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>附則</p> <p><u>第5条および第7条の変更は、平成29年6月29日開催の第118期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成29年10月1日とする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u></p> |

#### 第4号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                  | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1                                                                                                                                           | いし い つね ゆき<br>石 井 常 路<br>(昭和31年11月26日生) | 昭和54年4月 当社入社<br>昭和62年12月 OKAMOTO (THAI) CO., LTD. 取締役<br>平成15年7月 OKAMOTO (THAI) CO., LTD. 取締役<br>社長<br>平成17年6月 OKAMOTO (THAI) CO., LTD. 取締役<br>社長兼OKAMOTO (SINGAPORE) PTE,<br>LTD. 取締役社長<br>平成19年7月 当社取締役兼OKAMOTO (THAI)<br>CO., LTD. 取締役社長<br>平成24年6月 当社常務取締役製造部長<br>平成26年4月 当社代表取締役社長 (現任) | 43,000株     |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>石井常路氏は、当社及び海外子会社での経営者としての豊富な経験に基づき、グループ戦略の実現を図るとともに、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |             |
| 2                                                                                                                                           | い とう ぎょう<br>伊 藤 暁<br>(昭和33年2月10日生)      | 昭和56年4月 当社入社<br>平成7年4月 当社シンガポール支店長<br>平成15年7月 当社海外営業部長<br>平成17年6月 当社取締役営業統括部長<br>平成21年6月 当社取締役技術開発部長<br>平成27年6月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長 (現任)                                                                                                                                                      | 51,000株     |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>伊藤暁氏は、当社の営業、技術開発部門において豊富な業務経験を有しており、高い見識を備えていることから、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。             |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |             |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                         | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3                                                                                                                                                  | たか はし まさ や<br>高 橋 正 弥<br>(昭和34年3月2日生)   | 昭和57年4月 当社入社<br>平成15年7月 当社経営管理部長<br>平成19年6月 技研株式会社代表取締役社長<br>平成20年3月 当社企業システム開発部長兼技研株式会社代表取締役社長<br>平成20年7月 当社管理部長兼財務部長<br>平成21年6月 当社取締役管理部長<br>平成23年7月 当社取締役財務部長<br>平成26年6月 当社取締役財務部長、総務、子会社関係管掌<br>平成27年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長、子会社関係管掌(現任) | 57,250株     |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>高橋正弥氏は、子会社における経営者としての経験を含め、長年にわたる業務経験により財務・会計に関する豊富な知見を有しております。当社グループの財務体質の改善は依然として重要な経営課題であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                          |             |
| 4                                                                                                                                                  | わた なべ てつ ゆき<br>渡 邊 哲 行<br>(昭和38年3月21日生) | 昭和60年4月 当社入社<br>平成15年7月 当社国内営業部長<br>平成19年4月 OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBH取締役社長<br>平成21年6月 当社取締役営業部長<br>平成27年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長(現任)                                                                                                   | 34,000株     |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>渡邊哲行氏は、子会社における経営者としての経験を含め、営業部門において豊富な経験を有しており、高い見識を備えていることから、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。         |                                         |                                                                                                                                                                                                                                          |             |



| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                     | 所有する当社の株式の数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5          | やま した けん じ<br>山 下 健 治<br>(昭和32年7月25日生)                                                                                                    | 平成元年9月 株式会社ヤマシタワークス設立<br>代表取締役 (現任)<br>平成17年8月 Asia Yamashita Works Co.,Ltd<br>設立 代表取締役 (現任)<br>平成27年6月 当社社外取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ヤマシタワークス 代表取締役 | 1,000株      |
|            | <b>【社外取締役候補者とした理由】</b><br>山下健治氏は、企業経営において海外でも実績をあげてこれら大学講師等も歴任されております。経営全般においてその経験と見識を活かし、引き続き有益な助言、提言をいただくことに期待して、社外取締役としての選任をお願いするものです。 |                                                                                                                                                          |             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山下健治氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、山下健治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 山下健治氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任任期は本総会終結の日をもって、2年となります。
5. 山下健治氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

## 第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役村中淳男氏は辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任されます監査役の任期は、当社の定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)          | 略 歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式の数 |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 瀬川 雅夫<br>(昭和38年9月23日生) | 昭和62年4月 三菱信託銀行株式会社入社<br>平成13年7月 同社営業第3部第3グループ<br>グループマネージャー<br>平成17年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>営業第3部第3グループグループ<br>マネージャー<br>平成17年12月 同社審査部審査第1グループ<br>主任審査役<br>平成18年6月 同社審査部統括マネージャー<br>平成22年10月 同社コンプライアンス統括部<br>統括マネージャー<br>平成25年6月 同社審査部副部長<br>平成27年4月 同社営業第7部長 | 一株          |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 瀬川雅夫氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 瀬川雅夫氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる銀行勤務により培われた経験に基づき、幅広い経験と高度な知見を有しております。こうした経験や知見を当社の監査に活かしていただくことは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

4. 瀬川雅夫氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

## 第6号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を継続することについて株主の皆様のご承認をいただいておりますが、その有効期限は、本総会終結の時までとなっております。

当社では、現プラン導入後も株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、平成29年5月15日開催の当社取締役会において、現プランを一部修正した上で、本定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただけることを条件として、継続することを決定したものであります（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。

つきましては、現プランの継続につき株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

現プランの継続にあたり、文言の修正等、若干の見直しを行っていますが、プランの実質的な内容に変更はありません。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、大正15年の創業以来、研削盤を中心とした工作機械分野と半導体関連装置分野において、高性能の製品を生産し顧客のニーズに応じていくことによって高い評価を受けてきました。今後も長期にわたる顧客・取引先との信頼関係やブランド力に基づき、さらに安定した経営基盤を確立し、社会に大きく貢献していけるような企業への飛躍を目指しています。

当社グループでは、中長期的な戦略として「景気に左右されることなく利益を上げ得る強固な経営体質」の確立・定着を図るべく、全社を挙げて取り組んでおります。また一方で、内部管理体制の強化やコンプライアンスの遵守など、経営の改善にも取り組んでまいります。さらに、近年、社会的な重要問題となっている、地球環境への配慮に努め、環境に調和する技術の開発や事業活動を心がけていくこととしています。

### 工作機械セグメント

- ・熟練作業者でなくとも高度な研削加工を可能とする手段として、当社独自のセンサ技術によるAI機能が搭載された近未来型の研削盤を開発し、IoTやロボット技術とのコラボレーションによって自動研削システムにおける更なる提案を行ってまいります。
- ・中型・大型の平面研削盤における直動ガイドのデメリットを解消すべく、新たな滑り案内面の開発に着手いたしました。今後は、静圧案内面との互換性が保たれた案内面要素としての確立を図り、低価格な高精度研削盤の実現に活かしていきます。
- ・円筒形状の研削加工用として、ヨーロッパにて主流となっている複合研削盤について、横型・立型共にラインナップの拡充を図り、全世界の市場への拡販に努めてまいります。

#### 半導体関連装置セグメント

- ・Si貫通電極（TSV）技術は、あらゆる3次元集積回路の積層時の電氣的接続を実現するためのキーテクノロジーであり、これに関わる課題解決のため、「科学技術振興機構」による支援プログラム採択のもと世界中から不可能と考えられている新規技術／装置の開発を目指しています。
- ・家電・自動車を始めとする生活必需品においては、今後益々、人口知能（AI）的機能の拡充が図られることは必至であり、これをより高いレベルにて実現するために不可欠となっている特殊半導体材料を対象とする各種専用機の開発にも注力しております。

また、事業の成長拡大と競争力の強化に努める一方で、内部管理体制の強化やコンプライアンスの遵守など、経営の改善にも取り組んでおります。当社では、社内に、行動規範を定め、不測の事態が発生した場合には、早急に問題解決を図り、原因を究明し再発防止に向けた業務改善を行なうこととしています。法令・規則及び社内規定・ルールの遵守を尊び、社会的な規範から逸脱することのない、公正かつ誠実で透明性の高い企業活動を遂行します。また、関係する国際社会のルールに適応した事業運営を行ない、グローバル企業として更なる発展と向上を目指します。とりわけ、反社会的勢力との決別を誓い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその関係先には、毅然とした態度で臨みます。

日常の業務活動においては、有用な製品・サービスの提供を通じて社会に貢献するよう努め、また貴重な財産としての「社員」の人格や個性を大切にし、社員一人ひとりの主体性と創造力を尊重し、それが企業活動に活かされる風土を築き上げていきます。また社員の安全と健康に配慮するとともに、個人の人格、個性、生活を尊重し、公正な処遇を行ない、個人の資質向上と能力開発を促す職場環境を実現していきます。

ステークホルダー（利害関係者）である、顧客、取引先、社員、株主などに対しては、企業情報を積極的にかつ公正に開示し、透明性の確保に努める一方で、企業活動を通じて得られた顧客や取引先に関連する情報など機密情報や個人情報については、定められた規則に基づき、厳正に管理します。また、近年、社会的な重要問題となっている、地球環境への配慮に努め、環境に調和する技術の開発や事業活動を心がけていくこととしています。これらひとつひとつの

取組みが、当社及び当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同利益の極大化に繋がっていくものと考えております。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プランの概要と目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰ. に記載の基本方針に沿って現プランを継続するものであり、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するため、独立委員会規定（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

また、平成29 年3 月31 日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランに係る手続き

#### ① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行ない、又は行なおうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

---

1 金融商品取引法第27 条の23 第1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27 条の23 第1 項に規定される保有者をいい、同条第3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

3 金融商品取引法第27 条の23 第4 項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27 条の2 第1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

5 金融商品取引法第27 条の2 第6 項に規定される公開買付けをいいます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27 条の2 第8 項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27 条の2 第7 項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3 条第2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

## ② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

### （i）買付者等の概要

（イ）氏名又は名称及び住所又は所在地

（ロ）代表者の役職及び氏名

（ハ）会社等の目的及び事業の内容

（ニ）大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

（ホ）国内連絡先

（ヘ）設立準拠法

### （ii）買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

### （iii）買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

なお、当社取締役会は、買付者等から提出された意向表明書について、その事実と内容に関し、株主や投資家の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

---

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。



### ③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10 営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リスト（以下、「当初情報リスト」といいます。）を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、当初情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、当初情報リストに従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

ただし、買付者等からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、当初情報リストの発送日の翌日から起算して60日を当社取締役会が買付者等に対して情報提供を要請し、買付者等が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報を持って、直ちに当社取締役会による評価・検討（下記④）を開始するものとします（ただし、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として当初情報リストの一部に含まれるものとします。

---

<sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1 条第1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行なった後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

---

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23 第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の必要情報の提供がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主や投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60 日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には最大90 日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主や投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30 日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買

付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主や投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、買収防衛策発動の是非について諮問します。なお、その際に買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供いたします。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行なうものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した第三者である外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

##### (i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合には、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

##### (ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を

勧告します。

ただし、上記②から④までに規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙４に掲げるいずれかの類型に該当すると認められる等、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

なお、独立委員会は、当該大規模買付等について、別紙４に掲げる発動事由のうち、６．及び７．の該当可能性が問題となる場合には、当該発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

#### ⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、勧告受領後、速やかに、対抗措置の発動又は不発動の決議を行なうものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点をもって終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また、株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止の決議を行なうものとします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

## (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

## (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様  
に実質的な影響を与えるような変更が行なわれた場合には、当該廃止又は変  
更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認め  
る事項について、速やかに情報開示を行ないます。

### 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

#### (1) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等  
がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

#### (2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会で株主の皆様のご承認を得た上で継続することとしており、上記2. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。



### (3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、上記2に記載したとおり、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しています。

### (4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

### (5) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

##### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行なわれません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行なう場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (1)⑦に記載の手続き等に従い対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行なわれた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用できる法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

## 別紙 1

### 独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した、(1) 当社社外取締役、(2) 当社社外監査役又は(3) 社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行なう。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む。）

- (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
- (3) 本プランの廃止及び変更
- (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- 8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
- 9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

別紙 2

独立委員会委員候補者の略歴（五十音順）

白 築 敏一（しらつき としかず）

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 昭和51年4月  | 同和火災海上保険株式会社入社                 |
| 平成17年6月  | ニッセイ同和損害保険株式会社 取締役横浜統括支店長      |
| 平成22年10月 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 常務執行役員静岡本部長 |
| 平成23年4月  | あいおいニッセイ同和損保あんしん24株式会社 代表取締役社長 |
| 平成28年6月  | 当社監査役（社外・現任）                   |

瀬 川 雅夫（せがわ まさお）

|          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 昭和62年4月  | 三菱信託銀行株式会社入社                        |
| 平成13年7月  | 同社 営業第3部第3グループグループマネージャー            |
| 平成17年10月 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 営業第3部第3グループグループマネージャー |
| 平成17年12月 | 同社 審査部審査第1グループ主任審査役                 |
| 平成18年6月  | 同社 審査部統括マネージャー                      |
| 平成22年10月 | 同社 コンプライアンス統括部統括マネージャー              |
| 平成25年6月  | 同社 審査部副部長                           |
| 平成27年4月  | 同社 営業第7部長                           |
| 平成29年6月  | 当社 監査役（社外・予定）                       |

山 岡 通浩（やまおか みちひろ）

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 平成6年4月  | 弁護士名簿登録                    |
| 平成19年4月 | 慶應義塾大学大学院法務研究科准教授          |
| 平成20年6月 | 当社監査役（社外・現任）               |
| 平成23年4月 | 司法研修所刑事弁護教官                |
| 平成27年6月 | 司法試験考査委員（現任）               |
| 平成29年3月 | オンコリスバイオファーマ株式会社監査役（社外・現任） |

※各氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

※当社は山岡通浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

※瀬川雅夫氏は当社の社外監査役候補者であり、本定時株主総会にて就任予定であります。

## 別紙 3

## 当社の大株主の株式保有状況

平成29年 3 月31日現在

| 氏 名 又 は 名 称                                    | 住 所                                   | 所有株式数<br>(千株) | 発行済株式総数に対する<br>所有株式数の割合<br>(%) |
|------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------|--------------------------------|
| 角 田 博                                          | 東京都新宿区                                | 6,477         | 13.73                          |
| (株)岡本工作機械製作所                                   | 群馬県安中市郷原2993番地                        | 2,921         | 6.19                           |
| 三菱ＵＦＪ信託銀行(株)<br>(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行(株))      | 東京都千代田区丸の内1丁目4-5<br>(東京都港区浜松町2丁目11-3) | 1,163         | 2.47                           |
| (株)三菱東京ＵＦＪ銀行                                   | 東京都千代田区丸の内2丁目7-1                      | 1,074         | 2.28                           |
| あいおいニッセイ同和損害保険(株)<br>(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行(株)) | 東京都渋谷区恵比寿1丁目28-1<br>(東京都港区浜松町2丁目11-3) | 776           | 1.65                           |
| 岡 本 勇                                          | 横浜市港北区                                | 754           | 1.60                           |
| 金 延 純 男                                        | 東京都千代田区                               | 700           | 1.48                           |
| (株)サミット経済研究所                                   | 東京都新宿区市谷加賀町2丁目5-12                    | 699           | 1.48                           |
| 旭ダイヤモンド工業(株)                                   | 東京都千代田区紀尾井町4番1                        | 565           | 1.20                           |
| 日 本 証 券 金 融 (株)                                | 東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号                  | 440           | 0.93                           |
| 合計                                             | —                                     | 15,571        | 33.01                          |

#### 別紙 4

#### 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を  
つり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で  
当社の株式等の取得を行なっている又は行なおうとしている者（いわゆるグ  
リーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上  
必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社  
又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転  
する目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買  
付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的  
で、当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当  
面関係していない不動産、有価証券等の高価資産等を売却等により処分させ、  
その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的高配当  
による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売り抜けをする目的  
で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収  
（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階  
目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株  
式等の買付等を行なうことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又  
は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそ  
れがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当  
該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を  
含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られま  
せん。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであ  
ると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉  
である顧客、従業員その他の利害関係者の関係を破壊し当社の企業価値・株  
主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の  
利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

以 上



新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行なう場合は、所要の調整を行なうものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

## 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者<sup>11</sup>、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者<sup>12</sup>、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>13</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

---

<sup>11</sup> 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>12</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

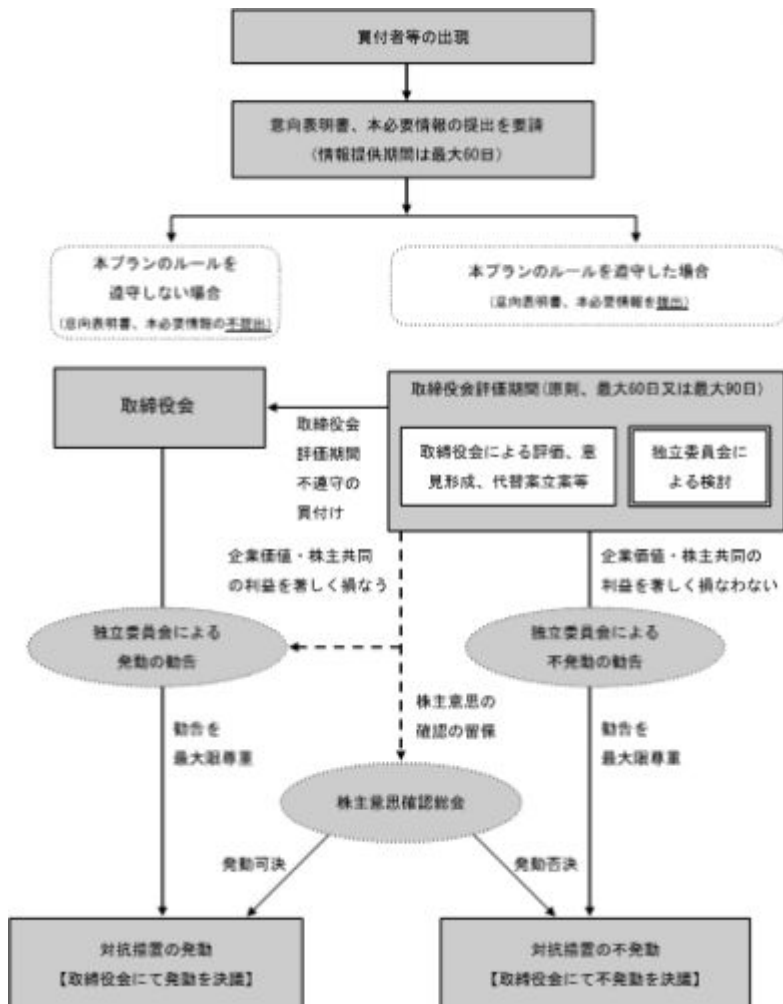
10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

(ご参考)

## 本プランの手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以 上



メ モ

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

メ モ

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 株主総会 会場ご案内図

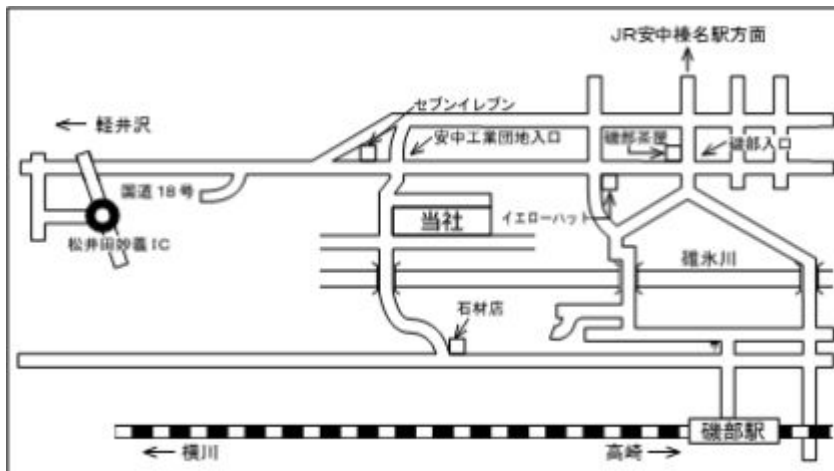
株主総会は、当社本店（安中工場）で開催いたしますので、ご出席の際は下記のご案内図をご参照願います。

記

〒379-0135 群馬県安中市郷原2993番地

TEL. 027-385-5800 (代表)

FAX. 027-385-5880 (代表)



## 交通のご案内

- ・電車ご利用の場合

J R 高崎駅より信越本線「磯部」駅下車、タクシー約5分

北陸新幹線「安中榛名」駅よりタクシー約15分

- ・お車ご利用の場合

上信越自動車道松井田妙義 I C を安中松井田方面に降り、国道18号線を右折、高崎安中方面へ。4つ目の信号安中工業団地入口を右折。松井田妙義 I C から約7km、約10分。